消防法令に基づいて
設置されている

旧規格消火器は、設置し続けることはできません。

すみやかに交換が必要です。

適応火災のマークが「文字表示」の旧規格消火器は、すでに型式失効しています。旧規格品を設置していても消火器と認められません。すみやかに交換してください！

2011年1月1日の規格省令改正により、消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で既に型式が失効している消火器を継続的に設置できる猶予期間は2021年12月31日に終了しました。

2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められません。現在も旧規格消火器が設置されている場合は、すみやかに交換・リサイクルをお願いいたします。

一般社団法人 日本消火器工業会

さいたま市消防局

旧規格消火器は、消防法令に基づいて設置する建物等に設置することはできません。すみやかに交換してください。

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できる猶予期間は2021年12月31日に終了しています。2022年以降は、型式が失効した消火器の設置は認められません。

現在も旧規格消火器が設置されている場合は、すみやかに交換・リサイクルをお願いいたします。

適応火災マークを確認してください！

文字表示の消火器は、
交換が必要です。

旧規格

絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。

新規格

適応火災のマーク

普通火災用　油火災用　電気火災用

消火器の設計標準使用期限はおおむね１０年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね１０年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

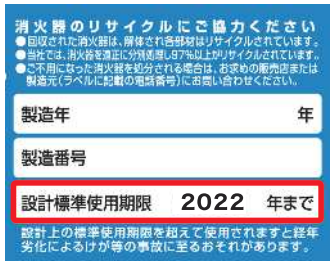

ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取場所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03−5829−6773）でご確認できます。

廃棄窓口はスマホで検索

一般社団法人　日本消火器工業会
〒111-0051　東京都台東区蔵前 3-15-7
TEL：03-3866-6258
FAX：03-3864-5265
www.jfema.or.jp

さいたま市消防局

建物ごとの個別な相談については、各区を管轄する担当部署までお問い合わせください。

2022.11